

第13次鳥獣保護管理事業計画（素案）及び第二種管理計画に係るパブリックコメントの実施結果について

①実施期間 令和4年1月11日（火）～2月9日（水）

②提出件数 7件（ご意見の数41）

③ご意見の概要と県の考え方

各計画 イノシシ : 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（素案）
 ニホンジカ : 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（素案）
 ツキノワグマ : 第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（素案）
 第13次事業計画：第13次鳥獣保護管理事業計画（素案）

分類 1：野生鳥獣保護のためクマ等の捕獲に反対
 2：クマの捕獲による被害防止対策を推進すべき
 3：クマの錯誤捕獲防止対策を強化すべき
 4：調査の充実を求める意見
 5：その他（計画中の図表や県HP等に関すること）

No.	各計画	分類	意見	回答（案）
1	イノシシ	1	個体数管理ではなく被害対策主軸にすべき。罠の数が増える一方なので、ツキノワグマなどの他獣種の錯誤捕獲は防止できない。錯誤捕獲を減らすためには、くくり罠の使用禁止地域を増やすことと、米ぬかなどのクマを強力に引き寄せる誘因物を使用しないなどの対策が必要。これは当該地域でのクマによる人身事故を防ぐうえで重要。	本計画では被害防止目的の捕獲と被害対策の両輪で農作物被害の減少を図っていきます。また、捕獲については、被害防止目的の捕獲と狩猟の組み合わせによる捕獲の強化を進めているため、くくりわな架設禁止区域の設定は行いませんが、錯誤捕獲防止のためわなの適正な管理について指導していきます。
2	ニホンジカ	1	シカの生息地は、森林ではなく草原の確保が必要。人工林の混交林化も重要だが、シカの餌場確保には、使われなくなったスキー場やゴルフ場などをサンクチュアリ的に開放する必要がある。	草原の確保は、シカの個体数を助長させ被害拡大につながるものと考えております。捕獲と被害対策の両輪により、シカの管理を実施していきます。
3	ツキノワグマ	1	「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（素案）」とされているが、なぜ第二種の管理計画へと移行したのか理由が明確ではない。現在、狩猟は環境省により禁止されており、第一種の保護管理計画でなければ整合性がとれない。第二種に変更して個体数調整捕獲や狩猟解禁をしようとしているのではないか。	令和2年の調査時点の推定生息数が767～1,946（中央値1,307）頭であり、環境省の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）で示す成獣個体数800頭を上回ったことから、個体群（数）は安定的な状態になったと判断しています。一方、生息域の拡大によって、近年の人家周辺への出没の増加により、県民の安心・安全が脅かされて人とクマとの軋轢が増加しています。人身被害の防止、農林作物被害の軽減と個体群の安定的な存続の両立に向けて第二種特定鳥獣管理計画を実施していきます。
4	ツキノワグマ	1	捕獲数の統計値には錯誤捕獲が含まれているのか不明確である。	捕獲数には錯誤捕獲によるものも含まれています。
5	ツキノワグマ	1	捕獲数が増加すれば生息数が減少するのは当然のことである。ところが、一般的に捕獲数が増えた地域では生息数推定値が却って大きくなっている場合が多い。その結果、捕獲数が増えたことが正当化されるということが繰り返されている。生息数推定方法の記載された内容から問題点を述べる。20台を225台に増加したとしているが、設置地点が生息地中心部に偏っている。これは、疑似餌でツキノワグマを呼び寄せて写真撮影するのであるから、同一個体が複数カメラに写っている可能性、他地域のツキノワグマが誘引されて画面に現れた可能性がある。つまり、データそのものに上方バイアスがかかっている可能性がある。ベイズ空間明示標識再捕獲法は限定された地域を対象に当該地域の生息密度推定を行うことが原則である。西中国山地のように生息域が連結された地域では推定方法に改良を加えなければならない。そのような配慮がなされているのか疑問である。また、撮影されたサンプルに倍率を乗じて生息密度を求める際に、計算過程が正しいか検証する必要がある。倍率を操作すれば生息密度は何倍にも膨らませることができる。これをさらに他地域に外挿すると誤差は一層拡大する。推定根拠となるデータとシミュレーション結果を開示した上で検討にかける必要性。	本計画の推定生息数は、P8及び付属資料2で示しているとおり、推定精度の向上を図る目的で従来と異なる調査手法と解析方法から算出したものであり、過去の生息数とは比較できない値として取り扱っています。
6	ツキノワグマ	1	「除去頭数の上限目安値を超えて捕殺される状況が毎年続いている」。上限は何のためにあるのだろうか。上限を超えたら次年度は捕獲を抑制しなければならないはずである。毎年継続するというのは本来あり得ないことではないだろうか。	令和2、3年度は、市街地や集落・農地周辺での出没が相次ぎ、被害件数の増加から捕獲上限目安値を大幅に上回る捕獲数となりました。西中国地域では、設定した年間の捕獲上限目安値で1年毎の施策は評価しますが、大量出没などにより、単年度の捕獲数が上限目安値を上回る年もありますので、3か年間の合計数を4年目で調整する評価の方法も併せて行うことにしています。また、本計画の運用については、計画期間中においても、3県で設置した協議会での評価を通して、随時点検を図る予定です。
7	ツキノワグマ	1	捕獲数が増加したのはゾーニング管理の導入に起因すると考えられる。つまり人の生活域に侵入したツキノワグマを有害・無害の判断なく無差別に捕殺しているからである。排除地域とは追い払う地域という意味であり、殺す地域という意味ではあるまい。これが真っ当な常識人の解釈である。排除地域を無差別に殺す地域として捕殺促進している自治体が多いことを憂慮する。特に山中の人家付近を生活域と設定して無差別にツキノワグマを捕殺している。これはゾーニングの悪用である。	第4期計画でのゾーニング管理では、防除地域、排除地域の被害に対して、電気柵の設置やカキの木へのトタン巻きなどの被害対策を実施して、人とクマとの棲み分けを強化しています。
8	ツキノワグマ	1	今のゾーニングは無意味です。そこが排除ゾーンであることをクマに伝えられないからです。クマに伝わるように電気柵を張るとか有刺鉄線を張るとか、クマに伝えてこそクマが気をつけることができます。今のやり方は人間だけが知っているゾーンです。こんなことで、共存などできません。	
9	ツキノワグマ	1	錯誤捕獲について記述していることは評価する。「放獣率（錯誤捕獲個体の放獣数 / 錯誤捕獲個体数）は、島根県は20～50%、山口県は40%以下で推移し、島根県及び山口県ともに放獣数は増加している一方で放獣率の低下がみられている。広島県では放獣ができていない。」錯誤捕獲は放獣するのが原則である。放獣しないのは、基本的には違法行為である。違法行為が行われていることを認めているというその姿勢は評価する。ゾーニング設定において、人の生活ゾーンでの錯誤捕獲個体を殺処分しているといった事実はないのであろうか。あるとすれば重大な法律違反である。	ゾーニング管理において、保護地域、緩衝地帯は原則放獣を実施しておりますが、令和2、3年度は、市街地や集落（排除地域）・農地周辺（防除地域）での出没と捕獲が多く、県民の安全・安心を確保するため、錯誤捕獲であっても人身被害の恐れがあると判断された場合は、必要な捕獲許可手続きを行い、殺処分としました。

No.	各計画	分類	意見	回答(案)
10	ツキノワグマ	1	捕獲上限を2.5倍も大幅に超えて捕殺していることは、保全上非常に危険である。であるにもかかわらず、捕殺をどうやって減らすのか、具体的な案が示されていない。図21に示されている例はT2～T4の過剰捕獲時期にクマが絶滅寸前、もしくは絶滅してしまう可能性もある。また近年の西中国山地の過剰捕獲状態では、捕殺数を0にする必要があることも示唆している。この先もたくさんのクマが生息しているという見方で考えられているが、その根拠はどこにあるのか。私の考えは現状の大量捕殺状態は危険であるため、速やかに殺処分禁止措置をとるべきだと考える。	本計画では、出沒要因として大きな割合を占める、カキ等の誘引物の管理を徹底すること、捕獲上限目安値に近づいた場合は被害防止対策を強化すること、はこわなの改良などにより錯誤捕獲の予防と対策を図ることとしており、これらの対策により出沒個体、捕獲個体の数を減らしていきます。
11	ツキノワグマ	1	クマがカキにきて困るなら、集落のカキを伐る一方で山にカキの木をたくさん植えてください。	第4期計画期間において、カキを起因とする出沒が極めて高かったことから、本計画では、カキやクリなどの誘引物管理に取り組みます。また、カキを山に植えることは、クマにカキの味を学習させて、集落への出沒を助長させると考えているため、森林内にカキを植えることは行いません。
12	ツキノワグマ	2	年間の除去頭数の上限目安値は、調査中央値から捕獲頭数を差し引いた1,127頭の12%である135頭とする。とありますが、環境省のガイドラインでは捕獲数を差し引くことは示されていません。里に接近した動物を獲ることで山野が守られ、人身被害のリスクを減らすことが出来ます。分布域が拡大しており人間とクマ類の軋轢が恒常的に発生していますので、捕獲枠を中央値の1307頭に3%上乗せした個体数の15%とするべきだと思います。	捕獲上限割合の12%は、ツキノワグマの自然増加率の値であり(特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編・平成28年度、環境省)の数値)、前年度から翌年度の増加数を捕獲上限目安値としています。そのため、捕獲分を差し引いた年度末の生息数を基準値としています。なお、人身被害のリスクを減らすには捕獲と電気柵の設置や誘引物の除去などの被害防止対策が重要と考えます。
13	ニホンジカ	3	錯誤捕獲を減らすためには、くくり罠の使用禁止地域を増やすことと、米ぬかなどのクマを強力に引き寄せる誘引物を使用しないなどの対策が必要。これは当該地域でのクマによる人身事故を防ぐうえで重要。	シカによる農作物被害の軽減に向けて、被害防止目的の捕獲と狩猟の組み合わせによる捕獲の強化を進めているため、くくりわな架設禁止区域の設定は行いませんが、錯誤捕獲防止のためはこわな及びくくりわなの適正な設置・管理が行われるように指導していきます。
14	ツキノワグマ	3	「野生のツキノワグマには麻酔は効かないのでくくり罠にかかったら放獣できない」という誤った見解が流布している。島根県がこのような言い訳を使うとは思えないが、すみやかに放獣することを希望する。	くくりわなの錯誤捕獲対応は、専門的職員が現場の状況等から放獣の可否について総合的に判断し、放獣の場合は麻酔を掛けた上で実施しています。
15	ツキノワグマ	3	くくり罠設置禁止区域の設定は、保全上、人身事故防止上、重要な規制であるため、今後も継続することと、島根県側でのエリア拡大を要望する。	島根県では、イノシシによる農作物被害が深刻であり、被害防止目的の捕獲と狩猟の組み合わせによる捕獲の強化を進めているため、くくりわな架設禁止区域の設定は行いません。
16	ツキノワグマ	3	放獣できないのなら、錯誤捕獲をなくす他ない。	本計画では、はこわなの改良やわな管理の指導等、錯誤捕獲の予防と対策を実施していきます。
17	ツキノワグマ	3	行政や専門家の方々は努力されていると思いますが、他県の情報収集や研究機関と連携してクマが生理的に入りたくない箱わなや入れない箱わなを早急に開発していただきたい。	
18	ツキノワグマ	4	誘引物除去の被害対策は、人身事故を防ぐために重要な被害対策で事例もある(水見2018)が、何か所で実施して、その結果被害が抑えられたのは何か所なのか等、分析し記載すべき。また、人身事故14件中9件が錯誤捕獲のクマ対応等を行った方ということは、錯誤捕獲をどう減らすかが人身事故を防ぐカギになっている。クマの個体数管理をすすめることは人身事故防止とは直接因果関係がないことを示している。	カキや養蜂蜜洞などの誘引物に対して電気柵による対策を実施したところは侵入防止効果があります。詳細は、第4期(平成29～令和3年度)のモニタリング調査で県研究機関において分析を実施します。本計画では、はこわなの改良やわな管理の指導等、錯誤捕獲の予防と対策を実施していきます。
19	ツキノワグマ	4	5年間で2274haのスギ・ヒノキ人工林を奥山で整備したというが、数年では生息環境改善の効果は表れない。この計画では、生息環境整備を行っている2274haでどのように植生環境が変わってきて、クマの生息状況がどのように変わってきているのか、調査し示すべき。	R4年度から奥山の生息環境調査を実施することとしています。
20	ツキノワグマ	4	生息地の奥山で、ナラ枯れによる堅果類のエサ資源がどのくらい減少しているのか(ツキノワグマ何頭分のエサ資源量に匹敵するのか)過去10年間分くらいの調査をして、増減を示すべき。	堅果類、液果類の豊凶調査について毎年実施しています。過去の調査結果については島根県中山間地域研究センターのホームページで公表しています。 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/kikan/chusan/kan/choju/kuma_.html
21	ツキノワグマ	4	生息環境管理において、ナラ枯れは調査されていますか。堅果類だけではなく、液果類の豊凶調査もされていますか。人工林によりクマの生息地の餌が激減してクマがでてきています。	島根県では、ナラ枯れの被害状況調査を実施しています。豊凶調査の液果類については、クマノミズキとウワミズザクラの調査を実施しています。
22	ツキノワグマ	5	ククリ罠架設禁止区域で錯誤が発生していないのは当然で、区域の設定が放獣0%の駆け引きにされていると思われるも仕方ない、行政と猟友会との軋轢の表現に苦慮されている記述になっている。3県協議会での基本事項を次期対策では他県とどう折り合いをつけるのか、3県それぞれ独自の考えで進むのであれば協議会の意味がないと思う。本県の方針を明確に記述して頂きたい。	本計画は、島根県、広島県、山口県の3県で設定した「西中国山地ツキノワグマ保護管理協議会」で審議されて作成したものです。くくりわな架設禁止区域(広島県、山口県)、鳥獣専門指導員(島根県)、クマレンジャー(広島県、山口県)等、各県の取り組みはありますが、本計画の政策については、3県共通認識のもと実施していきます。
23	ツキノワグマ	5	西中国地域が一つの保護管理ユニットとなっており、この計画は島根県・広島県・山口県合同で作成されるのでありませんか。島根県単体の計画ではないと思います3県を列記すべきではないでしょうか。	計画内容は、島根県・広島県・山口県が協議し、基本は同様の内容になっています。但し、鳥獣保護管理法で定められた計画であるため、本計画は、各都道府県知事が策定することになっています。
24	ツキノワグマ	5	令和3年11月定例会(12月7日)の録画中継を拝見しますと一問一答質問に対して農林水産部長は令和2年度ツキノワグマの捕獲数は352頭と答弁されています。しかし環境省のホームページで公表されている島根県の捕獲頭数は340頭と公表されています。この2つのデータが存在していることは理解できません。	令和2年度の捕獲数は、被害防止目的の捕獲、錯誤捕獲(放獣、箱わなの脱出口から脱出した個体含む)および交通事故個体の総数で352頭です。一方、環境省で公開されている340頭は許可捕獲による捕獲数で、錯誤捕獲の脱出口から脱出した個体9頭、交通事故個体3頭の計12頭が含まれていません。
25	ツキノワグマ	5	第4期計画期間中の捕獲実績等を環境省ホームページで3県別に比較してみると捕殺数・非捕殺数の割合が毎年島根県は他県に比べ非捕殺が非常に高い、3県で設立されている協議会でこのことについて協議されているのでしょうか。	3県の殺処分、放獣については3県協議会で検討、評価をしております。
26	ツキノワグマ	5	「放獣にあたっては、錯誤捕獲発生前に、市町及び地域と十分協議し、放獣場所を事前に確保する。」と記述されていますが、クマ類は潜在的に人身被害を発生させる恐れがあることから、「市町、警察、猟友会、及び周辺集落と十分協議して合意形成を得て放獣場所を確保する。」に具体的な記述してほしい。	放獣については、市町及び地域の外、警察、猟友会とも協議して実施しています。
27	ツキノワグマ	5	レンタル牛制度により、潜み場の草刈りを行い見通しをよくしたのは興味深い。実施して、当該地のクマ目撃や被害をどの程度抑えられたのか、記載すべき。	詳細な調査は実施しておりません。第4期(平成29～令和3年度)のモニタリング調査については、県研究機関において分析を実施します。

No.	各計画	分類	意見	回答(案)
28	ツキノワグマ	5	平成30年度中大型哺乳類分布調査において、平成16年度調査と比較して、島根県は2倍となっているが同じ調査方法でしょうか。また、この調査は市町村を対象にアンケートを実施しているが、どのようなアンケート調査でしょうか。	中大型哺乳類分布調査の方法については、環境省自然環境局生物多様性センターのホームページをご参照ください。
29	ツキノワグマ	5	生息数、分布域は安定的な状態であると記されているが、それは何らかのデータに依存する過程からでしょうか。	令和2年の調査時点の推定生息数が767~1,946(中央値1,307)頭であり、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編・平成28年度、環境省)で示す成獣個体数800頭を上回ったことから、個体群(数)は安定的な状態に
30	ツキノワグマ	5	個体群の危機的な状況は脱したと考えられた背景はなんでしょうか。	グラフは西中国地域個体群の傾向を把握するため現在の形としています。「ツキノワグマの出没頻度は各年度に従属あるいは依存したのではなく独立したもの」とのご意見は今後の参考とさせていただきます。
31	ツキノワグマ	5	図1, 2のグラフは、各年度、各県でグラフ化された方が見やすく、各県の変動の比較もできると思いますが、累積グラフにされた理由はどのような観点からでしょうか。また、移動平均は「時系列データ」において「長期変動」を観測するための方法かと思っています。ツキノワグマの出没頻度は各年度に従属あるいは依存したのではなく独立したものかと思っています。	グラフは西中国地域個体群の傾向を把握するため現在の形としています。「ツキノワグマの出没頻度は各年度に従属あるいは依存したのではなく独立したもの」とのご意見は今後の参考とさせていただきます。
32	ツキノワグマ	5	図3, 4のような各県の凡例がないグラフは3県合算情報とみてよろしいでしょうか。	グラフに各県の凡例がないものは、3県のデータを合わせた数値ですので、その旨標記します。
33	ツキノワグマ	5	分布域の面積はどのようにして求めるものでしょうか。表2には「分布面積決定に用いた捕獲および目撃情報」とありますが、面積が捕獲及び目撃情報の関数として既定されていますか。	分布面積は、メス個体の捕獲地点、複数個体の目撃、目撃が3年連続であった地点の最外郭を結び、市街地などの生息不適地を除いた面積から算出しています。
34	ツキノワグマ	5	調査方法・規模・解析方法が異なることから第4期計画までの推定生息数とは増減傾向を比較できないものとして取り扱っておられますが、過去との比較をする場合どのように記述されますか。	本計画で記述している通り、調査の精度向上を図るため、調査方法が第4期計画までと異なります。そのため過去との比較ができません
35	ツキノワグマ	5	図14のグラフにn数が付記されていないのはなぜでしょうか。	n数は島根県n=130、山口県n=63です。図14のグラフに追記します。
36	ツキノワグマ	5	安定的になった個体群を養う森林の餌資源は、現状より増やす努力をしないと里への出沒増加はとまれないのではないのでしょうか。	西中国地域個体群の恒常的な分布域の中の餌資源量については、3県協議会の科学部会でも、今後の重要な調査課題であると認識しています。
37	ツキノワグマ	5	除去頭数の捕獲上限目安値に用いられた12%の意味を示していただきたい。	12%は、ツキノワグマの自然増加率を示しており、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編・平成28年度、環境省)の数値を用いています。
38	ニホンジカ	5	県道・町道わきでシカを見る機会が増えました。7匹のメスばかり角の立派なオスも見ました。1月17日には、3匹のメスを見ました。シカは、生息範囲が広がっているように思います。	県下全域で生息範囲が拡大している状況です。今後計画を実施するにあたって参考とさせていただきます。
39	第13次事業計画	5	中国山地地域のシカ対策が「人との共生」になっているのは、ある程度の被害はやむを得ず免疫力を付けなさいという意味でしょうか。イノシシと同様に「適正な管理」の表現にできない理由を明確に示されたい。	ご指摘の「人との共生」については、出雲北山山地の基本目標の一つであり、中国山地については、個体数の低減と被害防除対策の強化による人間活動との軋轢の軽減、森林生態系の保全を目標としています。
40	第13次事業計画	5	保護区等の指定にあたって保護区域周辺の住民の理解を得て指定区域の期間更新をされていますか。更新期間は10年を基本とするのではなく5年を基本として期間更新前に周辺住民の意見を聴取し住民の理解を得て指定するべきかと思います。(6~9ページの区域)	鳥獣保護区等の指定については、更新年に住民説明会を開催して、意見を伺い更新を行っています。鳥獣保護区の更新期間については、鳥獣保護管理法第28条7項において、存続期間は20年を越えることができないとされており、本県では鳥獣保護区の評価には10年程度の期間が必要と考えております。
41	第13次事業計画	5	ツキノワグマは第一種特定鳥獣の保護計画から第二種特定鳥獣管理計画(生息地の範囲が拡大している鳥獣)に転換されました。許可権限を市町長に委譲されない理由は何故でしょうか	島根県では地方分権推進法に基づき、市町村への権限委譲を行っていましたが、ツキノワグマは、地域個体群として広域の管理が必要なため、ツキノワグマの被害防止目的の捕獲許可については、権限委譲を行っていません。